

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止する。

令和六年十一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 禁止する家畜等

あひる及びその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

#### 二 禁止する期間

令和六年十一月二十五日から当分の間

#### 三 禁止する区域

神川町の区域内に存する農場であつて、家畜防疫員が家きん等を移動及び移出させてはならない旨を指示した農場